

ましもり訪問看護ステーション運営規程（訪問看護）

（事業の目的）

第 1 条 医療法人社団俊睿会が開設する「ましもり訪問看護ステーション」（以下「事業所」という）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、その他の従事者が要介護状態にあり、主治の医師が必要と認めた高齢者などに対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 （1）利用者様の人権を尊重し、質の高い看護を提供するように心がけます。
（2）利用者様や介護者様が安心して安楽に自宅で生活できるように、身体面だけでなく精神面も重視した援助を心がけます。
（3）地域との連携を密にし、訪問看護活動を社会に貢献することを心がけます。

（事業所の名称）

第 3 条 訪問看護事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ましもり訪問看護ステーション
- （2）所在地 越谷市増森 254-3

（職員の職種、員数）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- （1）管理者
看護師 常勤1名
- （2）看護職員
保健師、看護師、准看護師 常勤2名以上

（職員の勤務内容）

第 5 条 職員の勤務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者（看護師）
 - ① ステーションの職員の相談を受ける等、適切な訪問看護事業が行なわれるよう運営を総括する。
 - ② ステーションの設備及び備品等について、衛生管理を行なう。
 - ③ 訪問看護指示書に基づき、適切な指定訪問看護が行なわれるよう、必要な管理を行う。
 - ④ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の必要な管理を行なう。
 - ⑤ 訪問看護の事業について、報告を行う。
 - ⑥ 訪問看護を担当する。

(2) 看護職員

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 以下の日を除く月曜日から土曜日までとする。

① 祝日

② 9月1日及び12月29日から1月4日まで

(2) 営業時間 午前9時から午後5時20分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。(別途契約)

(訪問看護の提供方法)

第 7 条 (1) 利用者は、主治医に申し出て、主治医が訪問看護指示書を事業所に交付する。

(2) 利用者又は家族から直接事業所に連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように指導する。

(3) 利用者に主治医がいない場合は、家族と相談し対応する。必要に応じて医師会、市町村などに調整を求め対応する。

(4) 主治医より状態についての情報を得、観察及び注意事項の確認を行う。

(5) 情報に基づき訪問看護の目標及び内容を立案し、利用者及び家族に伝え訪問日を決める。

(6) 訪問終了後、訪問看護記録に観察事項を記録する。

(7) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を一ヶ月に一回主治医に提出する。

(8) 処理に利用する物品が医療機関で対応しきれないものや緊急に必要なとされる物品に対しては、取次ぎ等相談に応じます。

(訪問看護の内容)

第 8 条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする

- ・ 精神疾患の方の看護
- ・ 認知症の方の看護
- ・ 医療依存度の高い方の看護及び医療機器の管理
- ・ 病状・障害の観察 健康管理
- ・ 療養 看護 介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア 水分・栄養管理 排泄ケア 清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 家族などの介護者の支援
- ・ 褥創や創傷の処置

- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

(緊急時の対応)

- 第 9 条 (1) 看護師等は、介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な措置を講じ、主治医の連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (2) 看護師等は、前項の処置を講じた場合は、管理者に速やかに報告する。
- (3) 看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに関係機関、介護支援専門員及び緊急連絡の申し出のあった親族へ連絡をする。

(利用料)

- 第 10 条 (1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

第 11 条の、通常の事業の実地地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

実施地域を越えてから往復 15 k m 未満 300 円

実施地域を越えてから往復 15 k m 以上 400 円

- (2) 訪問看護サービスをキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料とする。
- ・ 前日までのキャンセル：無 料
 - ・ 当日のキャンセル : 訪問前に申し出があれば無料
: 訪問時不在、または訪問時に申し出がある場合は利用料の 50 %

- (3) 死後処置料は介護保険対象外のサービスとして材料費込みで 20,000 円とする

(通常の事業の実施地域)

- 第 11 条 通常の事業の実施地域は、越谷市、草加市、吉川市、春日部市、松伏町とする。

(利用者及び利用回数)

- 第 12 条 訪問看護利用の対象者は、要介護 1~5 の認定を受けているものとし、要支援 1.2 になった場合は対象外とする。

訪問看護の実施時間は、一回の訪問につき 30 分から 90 分を目安とする。

(秘密の保持)

- 第 13 条 (1) ステーションの職員は、正当な理由がある場合を除く外、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は、漏らさないものとする。

- (2) ステーションの職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後も秘密を保持すべき旨を、従業者雇用

契約に含むものとする。

(3) 個人情報に関しては越谷市個人情報保護条例に基づく

(苦情の対応)

第14条 申し立て窓口 ましもり訪問看護ステーション TEL 048-965-1770
越谷市介護保険課 TEL 048-963-9169 048-963-9305
埼玉県国民健康保険団体連合会 TEL 048-824-2568 (苦情対応係)

- (1) 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し立てがあった場合は、速やかに対応します。
- (2) 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立て期間に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もしません。

(事故発生時の対応)

- 第15条 (1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医、居宅介護専門員等に速やかに連絡を取り、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況、とった処置について記録をします。
 - (3) 利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
 - (4) 事故が生じた際はその原因を解明して、再発防止の対策を講じます。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 (1) 事業者、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、ステーションの職員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ ステーションの職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

- 第17条 (1) この規程に定める場合の外、ステーションの運営に関して重要な事項は、医療法人社団 俊睿会 が定めるものとする。
- (2) 事業者の質的向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。

附 則

この規程は、平成18年2月23日から改定実施する。

この規程は、平成19年5月21日から改定する。

この規定は、平成19年11月20日から改定する。

この規定は、令和2年2月28日から改定する。

この規定は、令和5年2月1日から改定する。